特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
7	固定資産税の賦課に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減する為に、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和7年9月12日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務			
①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務			
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づいて、固定資産税及び都市計画税を賦課している。 地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)市税犯則事件の処理、不服申立て及び訴訟に関する事務 (2)固定資産税及び都市計画税の賦課、調定及び減免に関する事務 (3)土地・家屋課税台帳及び、土地家屋補充課税台帳に関する事務 (4)土地・家屋名寄帳に関する事務 (5)土地・家屋の評価に関する事務 (6)固定資産税に係る諸証明に関する事務 (8)課税図及び家屋見取図に関する事務 (9)土地・家屋に関する情報、その他資料の収集に関する事務 (10)償却資産の申告及び、評価に関する事務 (11)償却資産課税台帳に関する事務			
③システムの名称	総合行政情報システム 固定資産業務システム 家屋評価システム 家屋調査台帳システム eITAX地方税ポータルシステム			
2. 特定個人情報ファイル名				

- (1)土地課税台帳ファイル
- (2)家屋課税台帳ファイル
- (3)償却資産課税台帳ファイル
- (4)宛名台帳ファイル
- (5)納付台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

(1)番号法別表第1の16の項

(2)番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)

第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有	無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の		なし (情報) (1)番号	提供の根拠) 照会の根拠) 計法別表第2の 計法別表第2の		で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条第

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部課税課

②所属長の役職名	資産税担当課長
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求
請求先	総務部課税課
8. 特定個人情報ファイルの	D取扱いに関する問合せ Provided Incompany Control Contr
連絡先	廿日市市総務部課税課 738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)土地係 0829-30-9115 (直通)家屋係 0829-30-9116
9. 規則第9条第2項の適用	目 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
2. 取扱者勢	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類					
	項目評価書]	(mth	3) 基礎項目評価	5書及び 5書及び	
2)又は3)を選択した評価実 されている。 	洒機関については、それ	いぞれ重点項目	ョ評価書又(ま全項目評価書におい て	て、リス?	ク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワーク	システムを通	じた入手を	E除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であん	ა]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であん	3]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であん	3]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であっ	გ]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネッ	トワークシステ	ムを通じた	提供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分であん	ა		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		I]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であん	3]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ ^ん	ర]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消去								
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会および、複数名での確認を厳守している。また、宛名登録事務や審査業務においても複数人での確認を行うようにしており、保存期間の過ぎた申請書等の紙媒体の個人情報においては、溶解処理等の適切な廃棄を行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。							

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[]内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施	もする
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によってる4) 委託先における不正なな5) 不正な提供・移転が行る6) 情報提供ネットワークシ	しるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 マステムを通じて目的ダ マステムを通じて不正な	策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提 トの入手が行われるリスクへの対策 と提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	255
判断の根拠	員、参照範囲が必要最小限とな 作業を徹底しており、特定個人	こるよう、アクセス制限 情報を取扱う事務担当	ウシステムで情報照会を行うことができ設定している。また、閲覧時は必ずを設定している。また、閲覧時は必ずを 者者の研修や、監査も実施している。こ ウへの対策は「十分である」と考えられ	复数名での れらの対策

変更箇所

変更箇	<u> </u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月27日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月27日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施期間における担 当部署②所属長の役名	資産税担当課長 安野 昌美	資産税担当課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		新規項目	事後	
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		新規項目	事後	
令和7年4月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策		新規項目	事後	
·					
	<u> </u>				<u>_</u>